

2020年6月15日  
(2021年3月24日改訂)  
(2022年2月22日改訂)  
(2023年3月3日改訂)

公益社団法人 日本エアロビック連盟

## エアロビック競技における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、2021年11月16日にスポーツ庁より配信された「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(以下、スポーツ庁ガイドラインという)」に基づき、エアロビック競技における感染拡大予防の方針を示すものです。なお、日々多くの公的機関から COVID-19 に関する最新情報が更新されておりますので、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次改定される可能性がありますのでご承知おきください。

### I. 目的

新型コロナウイルス感染症の予防法として重要視されていることは、飛沫感染防止対策として「3密を避ける」「咳エチケット」「身体的距離の確保」「マスクをして周りの人に飛沫を飛ばさないように配慮する」、接触感染防止対策として「こまめに手を洗う」「手指消毒」です。本ガイドラインでは、エアロビック競技の特性と活動の段階的な利用計画として配慮すべき点を示します。

### II. エアロビック競技に関する基本的考え方について

エアロビック競技は、各種目により練習場所や競技会場が異なりますので、それぞれの状況に合わせた対応を考える必要があります。基本となる公式競技の「シングル部門」以外は「ミックス・ペア部門」「トリオ部門」「グループ部門」など“組み物”も多く、フライト競技に至っては普及種目としてマスで動く楽しさに重きを置いていることもあり、競技方法の変更やルールの変更が必要な種目と考えます。

その上で、競技以外の場面での「3密を避ける」「身体的距離の確保」「他者との接触を避ける」を実現することで、国や都道府県の方針に従う徹底した感染拡大防止策を施し、関係各所の理解が得られていれば、その活動は可能であると考えています。

### III. エアロビック競技における留意点

エアロビック競技は、体育館フロアやエアロビック専用フロアを使用します。競技会場の消毒は奨励されますが、利用者が使用した後に都度消毒することはその活動において非効率ですし、安全な利用に支障をきたす可能性が出てくると考えます。そのため、エアロビック競技会/イベントにおいては、フロアの都度消毒ではなく、利用者から感染者や感染の疑いのある者を可能な限り排除することに主眼を置き、利用する前の利用者が消毒を徹底することを感染拡大防止対策の柱とすることを奨励します。

なお、本ガイドラインにおける「利用者」とは、選手のみならず大会役員や指導者、審判員、スタッフ、観覧者など、競技会/イベントに参加する関係者全員となります。たとえば施設管理者や清掃員などはこの利用者に含まれません。

#### IV. 競技会/イベント開催時の注意点

##### 1. 開催の可否判断

本資料は競技会/イベント活動の可否の基準を示すものではないため、開催にあたっては、政府や開催地都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷う場合は、開催地とその施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へ相談してください。

なお、開催や実施にあたっては、会場の施設管理者と事前に連絡をとるなどして、会場が定める感染対策措置/判断に従うことを前提とします。

##### 2. 開催準備

###### (1) 参加募集時の広報/周知

利用者に対して、以下について事前に周知します。なお開催都道府県の状況により、選手以外の帯同者(コーチ、家族、友人等)の制限を行うこと、来館可能時間/来館可能人数の制限を行うこと、場合によって”無観客”競技会/イベントとする場合もあることを予め告知してください。

###### a. 健康管理の徹底

(ア) 競技会/イベント当日、以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせる事、競技会/イベント受付時に検温及び以下の事項の確認を行う場合は大会募集要項等に明記する。

・体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

・過去5日以内に新型コロナウイルス陽性判定を受けた者との濃厚接触があった場合

(イ) 新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告すること

###### b. マスク着用、手洗い・手指の消毒と衛生管理の徹底

(ア) 適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)を持参し、正しい着用 と場面に応じた適切な着脱をすること。

(イ) 各地域で取り組まれている通知サービス、通知アプリ等を活用すること。

(ウ) 石鹸と流水による手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること。

###### c. 社会的距離の確保

(ア) 他の参加者、主催者スタッフ等との適切な距離を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)

(イ) 大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底 や適切なマスクの着用等に留意すること。マスクを着用し、大声を出さない 場合であっても、人と人とが触れ合わない程度の距離を保つこと。

###### d. 差別防止と本ガイドライン及びこれをふまえた現場の対応方針の徹底

(ア) SNS 利用を含め、利用者に対する差別的な発言/行動をしないこと。

(イ) 本ガイドラインに記載されていない状況/事態が発生した場合は、会場の施設利用者及び大会主催者の指示に従うこと。

###### (2) 主催者が準備等すべき事項

###### a. 会場内外の動線

(ア) 利用者が会場入場時に並ぶなどが予測される場合は、あらかじめ社会的距離を保てるよう、立ち位置にテープを貼るなどの措置をとり、必要に応じてスタッフを配置し注意喚起を行う。

- (イ) 利用者がその活動に必要な場所だけを使用し、不必要な場所には立ち入らないよう、案内板などを工夫する。特に飲食については、指定場所を設ける。
- (ウ) 更衣室、待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられるため、以下に配慮して準備する。
- ・広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
  - ・換気扇がある場所では常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。狭い部屋での空調使用は感染拡大につながるため、極力使用を避けること。使用する場合でも、ドアを開けておく等の指示をすること。

#### b. 飲食物の提供

- (ア) 弁当など飲食物を提供する会場/部屋には、必ずアルコール消毒剤を用意する。
- (イ) スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
- (ウ) 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど工夫を行うこと。
- (エ) 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

### 3. 競技会/イベント当日の対応

#### (1) 大会/イベント会場

- a. 選手受付時は、時間や部門を調整し、周囲の利用者となるべく距離を空けるなど、競技までの導線を予め定める、時間を切って事前練習を行うなど工夫する。必要に応じてスタッフを配置する。
- b. 大会ではリザルト(審査結果)の会場内での張り出しは行わず、大会後にオンライン掲載するなど工夫する。
- c. 審判員席設置の際は、審判員間の距離を確保する。

#### (2) 式典等

- a. 開催地の状況を鑑み、必要に応じて開会式、閉会式など参加者を整列させるなどの式典は行わない。
- b. 表彰式を行う際には選手間に十分な社会的距離を確保し、握手等の身体接触を行わないよう指導する。

#### (3) 審判員会議/スタッフ打ち合わせ

- a. 大会/イベント前後の、審判員会議は極力行わず、事前のオンライン会議等を設定し、会議室に集まる機会を減らすよう工夫する。
- b. 筆記用具など備品の共有を極力避けるように準備する。
- c. 昼食時などは、社会的距離をとれるよう配慮する。

### 4. 競技時の留意点

主催者は、参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底すること。

#### (1) AG種目/AD種目

- a. 組み物(2名以上の競技者で参加する部門)など、複数人が接触する部門については、感染状況の推移やその他社会情勢等により、部門の中止を検討する。

#### (2) フライト種目

- a. 周囲の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、横並にする、あるいは斜め後方に並ばせる。いずれの場合もなるべく距離を空ける。
- b. リーダーは移動の大きなリードをとらない配慮をする。
- c. 審判員は、選手との距離に配慮する。

## 5. 危機管理体制

感染症感染者、あるいはその疑いのある者の入場を防ぐことを徹底的に実行することになるが、万一、感染者が出るなど緊急事態が生じた場合、以下の処置をとり、緊急事態時の連絡体制を明確に確立しておく。

- a. 感染が疑われるものが発生した場合、以下の通り対応する。
- b. 速やかに別室へ隔離を行う。対応するスタッフは、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
- c. 感染者が発生した部屋の換気を行う。
- d. 主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- e. 感染者と接触した利用者等の氏名及び緊急連絡先名簿を作成する。
- f. 症状が重篤な場合は、保健所と相談し、医療機関へ搬送する。

## 6. 関連情報(参考)

その他、関係機関の関連情報も参考まで確認しておいてください。

・文部科学省 スポーツ文化に関する情報

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00019.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00019.html)

・スポーツ庁 新型コロナウイルス感染対策スポーツ・運動の留意点と、運動事例について

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop05/jsa\\_00010.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html)

・内閣官房ホームページ(新型コロナウイルス感染症対策)

<https://corona.go.jp/>

## 7. その他

・エアロビク教室運営については、別掲の感染拡大防止ガイドラインをご参照ください。

以上